

# 羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会規約

## (名 称)

第1条 この会は、羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会（以下「本同盟会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 本同盟会は、羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに均衡ある国土形成のため、羽越本線及び白新線の複線化・高速化の推進を図るとともに新幹線の建設促進を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 本同盟会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関係方面に対する要望
- (2) 羽越本線及び白新線の複線化・高速化の推進並びに新幹線建設の必要性と早期実現のための地域世論の喚起
- (3) その他本同盟会の目的を達成するため必要な事業

## (組 織)

第4条 本同盟会は、新潟市、新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市並びに北蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡の各町村及び関係団体をもって組織するものとし、構成員は別表1のとおりとする。

## (役 員)

第5条 本同盟会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 別表1に定める第1号構成員のうち会長、副会長及び監事を除いた構成員
- (4) 監 事 2名

## (役員を選出)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、本同盟会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、会長の命を受け会務を執行する。
- 4 監事は、本同盟会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

2 欠員補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本同盟会に、次条の役員会の議を経て顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本同盟会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

2 会議は、それぞれの会員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議決は、出席員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(総会及び役員会)

第11条 総会及び役員会は、会長が招集し議長となる。

2 総会は別表1に定める構成員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定及び変更

(2) 予算及び決算

(3) 規約の改廃

(4) その他必要と認めた事項

3 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 総会の議決を要するもので緊急な事項

(2) その他会長が必要と認めた事項

(幹事及び幹事会)

第12条 幹事会は、必要に応じて会長が招集するものとし、目的達成に必要な事項の調査、研究等を行う。

2 幹事は、関係市町村の担当部課長等が当たるものとする。

3 幹事長は、会長所在市町村幹事が当たるものとする。

(事務局)

第13条 本同盟会の会長所在市町村に事務局を設け、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) その他必要な職員

2 事務局職員は、会長が任免する。

(会計)

第14条 本同盟会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。ただし、必要が生じた場合は、総会に諮って協議する。

2 本同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本同盟会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成12年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

構成員

号	職 名
1	市町村長の職にある者
2	市議会議長の職にある者
3	農協の各郡から推薦された代表者
4	商工会議所会頭の職にある者
5	商工会連絡協議会から推薦された者
6	耕地協議会から推薦された者
7	畜産振興協議会から推薦された者
8	林業団体から推薦された者
9	水産業団体から推薦された者
10	観光団体から推薦された者